

2010(平成22)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

刑 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示を待って行うこと。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

西新 太郎 は、暴力団早良組の構成員であったが、組長の指示で、対立する暴力団藤崎組に新入組員として潜入し、藤崎組の情報を送っていた。ある日、太郎は、初仕事として藤崎組の幹部より覚せい剤の調達を命じられ、資金として現金 1000 万円を預かった。一週間後、太郎が、覚せい剤の売人と連絡を取り、取引のために 1000 万円の現金をアタッシュケースに入れて取引場所へ向かう途中、太郎の携帯電話に友人の藤崎組組員より電話があり、太郎のスパイ行為が発覚し、幹部らが激怒していることを知らされた。

太郎は、即座に、覚せい剤の取引を中止して逃走することを決意し、準備のため一旦自宅に向かったが、藤崎組には自宅の住所も知られているので自宅に戻るのも危険だと考え、また、自宅に一人でいる妻の 花子 の身も案じられたので、自宅近くの駅から自宅に電話して花子を呼び出した。そして、花子に事情をかいつまんで話し、「藤崎組には自宅の住所も知られていて、襲撃される怖れもあるから、おまえも自宅には居れない。俺の顔も知られているから、一緒に逃げるとおまえも巻き添えになる。しばらく別々にホテルでも転々としてほとぼりを冷ますしかない。」と伝えたところ、花子は、「でも、そんなお金、持っていません。貯金もほとんどないし…」と躊躇した。

太郎は、覚せい剤調達資金の 1000 万円があったことを思い出し、持っていたアタッシュケースを開け、100 万円の札束を 5 つ取りだして花子に差し出し「覚せい剤取引の資金として藤崎組から預かった 1000 万があるから山分けしよう。これを持って逃げろ。」と言った。花子は、当初は「そんなお金、受け取れません。」と拒んでいたが、「今となっては返しようなない金だ。いいから持って行け。」という太郎の言葉に促されてそれを受け取った。

その後、二人は駅で別れて反対方向に逃走したが、一箇月後に発見されるまでに、太郎は 200 万円、花子は 400 万円を費消してしまった。

- (1) 本件覚せい剤の買い付け資金は、横領罪にいう「自己の占有する他人の物」といえるかを検討しなさい。但し、自己の見解の提示にとどまらず、対立する学説や判例の状況に言及すること。
- (2) 上記設問において覚せい剤買い付け資金を「他人の物」にあたるとした場合、太郎 および 花子 の罪責はどのようなものになるかを論じなさい（特別法違反を除く）。

余白

